

第1条（元利金返済額等の自動支払）

- 借受人は、元利金の返済のため、各返済日（返済日が信用組合の休日の場合には、その翌営業日。以下同じ。）までに毎回の元利金返済額（半年ごと増額返済併用の場合には、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ。）相当額を給与から自動控除により、返済用口座に振込むものとします。
- 信用組合は、各返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず返済用預金口座から払い戻しのうえ、毎回の元利金の返済にあてます。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元利金返済額に満たない場合には、信用組合はその一部の返済にあてる取扱いをせず、返済が遅延することになります。
- 毎回の元利金返済相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、信用組合は元利金返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。

第2条（利息・損害金等）

- 元利均等返済方式による借入の場合、借受人は利息を次のとおり支払うものとします。
 - 利息は借入日（または返済日）以後、次回返済日前日までの最高残高につき借入要項欄記載の割合で計算し、借受人は各返済日に経過分を後払いするものとします。ただし、借入日から初回返済日までの期間が元利金の返済周期を超えるときは、初回返済日から返済周期ごとに前にさかのぼった各応答日（借入日から最初の応答日までの期間が1か月に満たない場合は次の応答日）に経過分を後払いするものとします。
 - なお、借入日から最初の応答日までの期間が1か月に満たない期間の利息は、借入要項欄記載の利率で年365日の日割計算により計算するものとします。
- 借受人に、債務不履行があった場合は、支払うべき金額に対し年14.6％の割合の損害金を支払うものとします。この場合の計算方法は年365日に日割計算とします。

第3条（期限前の全額返済義務）

- 借受人について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借受人はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
- 借受人が返済を遅延し、信用組合から書面により督促しても、次の返済日までに元利金（損害金含む）を返済しなかったとき。
 - 借受人が住所変更の届出を怠るなど借受人の責めに帰すべき事由によって信用組合に借受人の所在が不明となったとき。
 - 次の各場合には、借受人は、信用組合からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - 借受人が信用組合取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - 借受人が第9条の規定に違反したとき。
 - 借受人が支払を停止したとき。
 - 借受人が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - 前各号のほか、借受人の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。
 - 借受人が退職したとき、または組合員の資格を喪失したとき。

第4条（信用組合からの相殺）

- 期日の到来または前条によって、借受人が債務を履行しなければならない場合には、信用組合はその債務と借受人の預金・定期積金その他の債権とを、その債権の期限のいかににかかわらずいつでも相殺できるものとします。
- 前項で相殺できる場合には、信用組合は事前の通知および所定の手続きを省略し、借受人にかわり預金・定期積金の払戻しを行い債務の弁済に充当することができるものとします。
- 借受人が退職によって、債務を履行しなければならない場合には、借受人は退職金を信用組合の返済用口座に振込み、信用組合はこれをその債務の期限のいかににかかわらず相殺できるものとします。
- 前各号によって信用組合が差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を信用組合が計算実行した日までとし、利率は信用組合の定めによるものとします。

第5条（借受人からの相殺）

- 借受人は、この契約による債務と期限の到来している借受人の信用組合に対する預金その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
- 前項によって相殺する場合には、相殺計算を実行する日は借入要領に定める毎月の返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ等については第3条に準じるものとします。この場合、相殺計算を実行する5日前までに信用組合へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに信用組合に提出するものとします。
- 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めによります。

第6条（債務の返済等にあてる順序）

- 信用組合から相殺する場合に、この契約による債務のほかに信用組合取引上の他の債務があるときは、信用組合は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、借受人は、その指定に対して異議を述べないものとします。
- 借受人から返済または相殺する場合に、この契約による債務のほかに信用組合取引上の他の債務があるときは、借受人はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借受人がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、信用組合が指定することができます、借受人はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 借受人の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借受人の指定により債権保全上の支障が生じるおそれがあるときは、信用組合は遅延なく異議を述べ、保全・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
- 第2項のなお書または第3項によって信用組合が指定する借受人の債務については、その期限が到来したものとします。

個人情報の取扱い

借受人は、借入申込に際し提出した個人情報（氏名・性別・生年月日・年齢・住所・電話番号等）を個人情報に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、貴信用組合が組合の業務並びに目的の達成に必要な範囲で利用することの説明を受けましたので同意いたします。

【業務内容】

- 預金業務、内国為替業務、融資業務及びこれらに付随する業務
- 法律により当組合が営む業務及びこれらに付随する業務
- その他、当組合が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

【利用目的】

- 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申し込み受付のため
- 犯罪収益移転防止法に基づくご本人様の確認等、金融商品のサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供に係る妥当性の判断のため
- 与信事業に際し、個人情報を適切な業務の遂行に必要な範囲で保証会社等の第三者に提供するため
- 他の事業者から個人情報の処理を全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため

重要用語・事項の説明兼意思確認

- 借受人の意思確認
 - 借受人は、当組合から融資を受けることに際し、「金銭消費貸借契約書及び契約約款」に記載された事項及び融資に関する説明を受け、自らの意思で契約しました。また、契約内容を確認できる写しを受領しました。

- 金利に関する共通事項
 - 当組合は、変動金利方式・期間固定型金利選択方式・固定金利方式の金利体系があります。各金利に共通する事項は、以下のとおりです。
 - お借入金利は、契約時の金利を適用します。ただし、有担保住宅ローンについては別に定めます。
 - 毎年4月と10月に市場金利等を勘案し金利の見直しを行います。ただし、金融情勢の変化、その他相当の事由により金利見直し時期以外にも金利の変更を行う場合があります。
 - 旧金利と新金利の変動幅の上限は設けません。ただし、一部商品には上限の金利を設定する場合があります。
 - 金利変更により返済額が変わる場合は、変更後の返済予定表を借受人宛に通知します。

- 返済方法
 - 元利均等返済を採用しています。全返済期間を通じて毎月の返済額が同額になるように、元金と利息を調整する返済方法です。結果として毎月の返済額が一定となります。なお、最終月につきましては、端数調整が発生する場合があります。そのため、毎月の返済額と異なる場合があります。

- 手数料
 - 当組合のローンは、変更手数料・事務手数料等は現在かかりません。

第7条（代り証書等の差し入れ）

事変、災害等信用組合の責めに帰すことのできない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借受人は、信用組合の請求によって代りの証書等を差し入れるものとします。

第8条（印鑑照合）

信用組合が、この取引にかかる諸届けその他の書類に使用された印影をこの契約証書に押印の印影または返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、信用組合は責任を負わないものとします。

第9条（費用の負担）

- 次の各号に掲げる費用は、借受人が負担するものとします。
 - 担保物件の調査または取立もしくは処分に関する費用
 - 抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用
 - 借受人に対する権利の行使または保全に関する費用

第10条（届出事項）

- 氏名、住所、印鑑、電話番号その他信用組合に届け出た事項に変更があったときは、借受人は直ちに信用組合に書面で届け出るものとします。
- 借受人が前項の届出を怠ったため、信用組合が借受人から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

第11条（報告および調査）

借受人は、借受人の信用状態について重大な変化が生じたとき、または生じる恐れがあるときは、信用組合に報告するものとします。

第12条（公正証書作成義務）

借受人は、信用組合から請求があればいつでも公証人に委嘱して信用組合に対する、債務の承認ならびに強制執行の承諾ある公正証書の作成に必要な手続きをとるものとします。

第13条（合意管轄）

借受人と信用組合との取引に関して訴訟の必要が生じたときは東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

第14条（利率の変更）

信用組合は、変動金利型の金利特約を適用する場合を除き、借入要項記載の利率は変更しないものとします。ただし、金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、借入要項記載の利率を一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。

第15条（反社会的勢力の排除）

- 借受人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - 暴力団関係企業
 - 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - その他前各号に準ずる者
- 借受人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の二に該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信用組合の信用を毀損し、または、信用組合の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 借受人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借受人との取引を継続することが不適切である場合には、借受人は信用組合から請求があり次第、本契約に対する債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。
- 前項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。
- 前3項の規定の適用により、借受人に損害が生じた場合にも、信用組合になんらの請求をしません。また、信用組合に損害が生じたときは、借受人がその責任を負います。